

今 回 の テ ー マ

【 相 続 税 の 基 礎 知 識 】

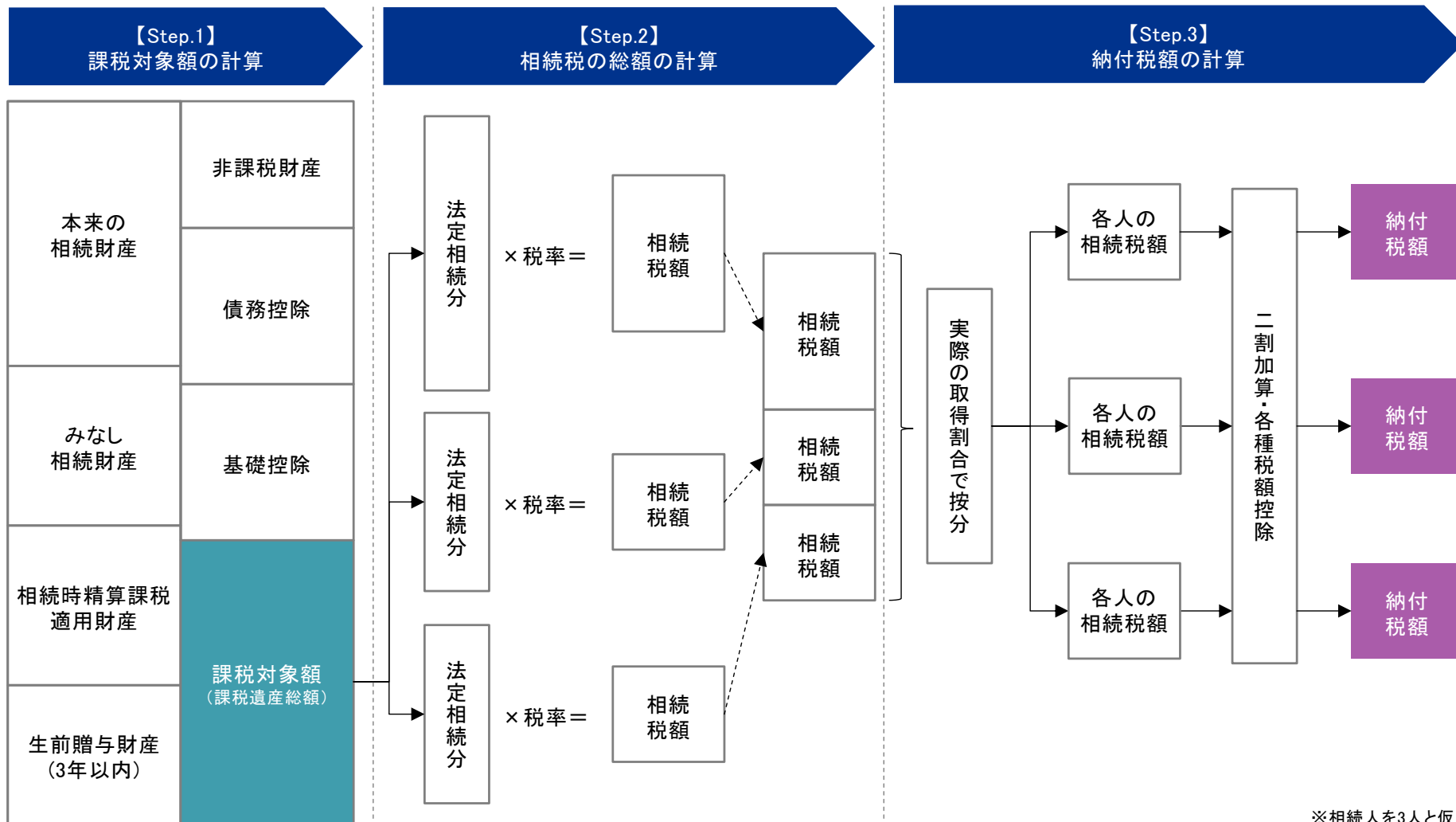
相 続 税 の 計 算



ダイエパートナーズ株式会社及びダイエパートナーズ会計事務所の承諾なくして本資料を転載または配布することを禁じます。

また、本資料に関していかなる第三者に対しても一切の責任を負いません。

相続税の計算の全体像



※相続人を3人と仮定しています。

Step.1 課税対象額の計算

【Step.1】 課税対象額の計算

(1) 本来の 相続財産	(5) 非課税財産
	(6) 債務控除
(2) みなし 相続財産	(7) 基礎控除
(3) 相続時 精算課税 適用財産	課税対象額 (課税遺産総額)
(4) 生前 贈与財産 (3年以内)	

(1) 本来の相続財産

相続税は、死亡した人の財産を相続等により取得した場合に、その取得した財産にかかります。
この財産とは、現預金、株式等、不動産などのほか、**金銭に見積もることが可能な経済的価値のあるすべてのもの**をいいます(宝石、貸付金、特許権など)。

(2) みなし相続財産

みなし相続財産とは、**相続等により取得した財産ではないが、実質的に相続等により取得したものと同様と認められるため、相続税の課税対象とみなされた財産**をいいます。

《みなし相続財産の例示》

生命保険金、退職手当金など

(3) 相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に相続時精算課税制度に係る贈与によって取得した財産をいいます。

(4) 生前贈与財産(3年内加算)

相続等によって財産を取得した人が、相続発生前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産をいいます。

Step.1 課税対象額の計算

【Step.1】
課税対象額の計算

(1) 本来の相続財産	(5) 非課税財産
	(6) 債務控除
(2) みなし相続財産	(7) 基礎控除
(3) 相続時精算課税適用財産	課税対象額 (課税遺産総額)
(4) 生前贈与財産 (3年以内)	

(5) 非課税財産

相続税は、原則として相続等により取得した全ての財産が課税の対象となりますが、一部非課税とされる財産があります。

【非課税財産の例示】

- 墓地、仏壇、仏具など
- 相続人が受取った生命保険金などのうち一定の金額(非課税金額:500万円×法定相続人の数)
- 相続人が受取った退職手当金などのうち一定の金額(非課税金額:500万円×法定相続人の数)

など

(6) 債務控除

相続発生時点において、現に存するもので確実に認められる債務と葬式費用を相続財産から差し引くことができます。

【債務の例示】 借入金、未払税金、未払医療費 など

【葬式費用の例示】 葬儀代金、お通夜の費用、火葬代、お布施 など（初七日、法事は×）

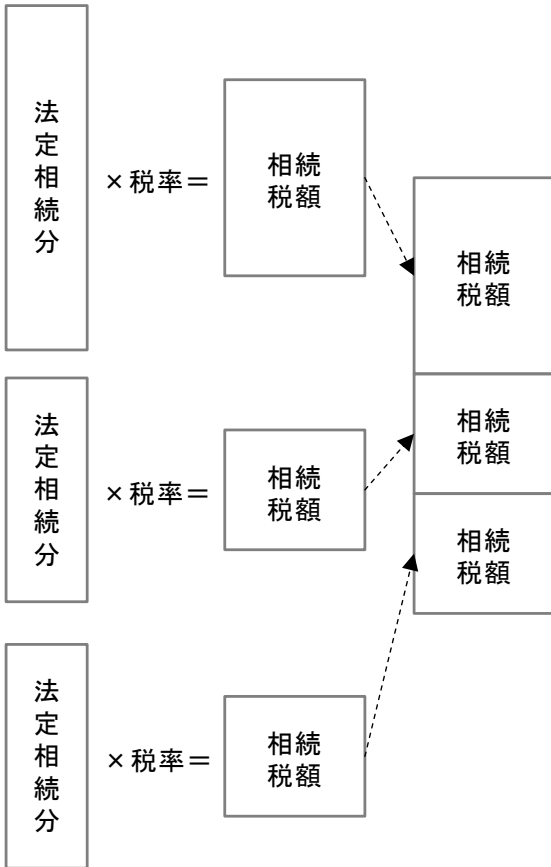
(7) 基礎控除 《3,000万円+600万円×法定相続人の数》

基礎控除とは、相続税の課税対象額を算出するにあたって、財産の合計額から差し引く控除額です。

財産から債務・葬式費用を差し引いた金額が基礎控除額を下回る場合には、相続税は課税されず、申告書の提出も不要です。

Step.2 相続税の総額の計算

【Step.2】 相続税の総額の計算



1. 課税対象額を法定相続分で按分

Step.1で計算した課税対象額(今回は、5,200万円とします。)を、相続人各人の法定相続分で按分します。今回の相続人は、配偶者と子2人の合計3人とします。

課税対象額	相続人	法定相続分	按分金額
52,000,000 円	配偶者	1/2	26,000,000 円
	子供A	1/4	13,000,000 円
	子供B	1/4	13,000,000 円

2. 相続税の総額の計算

課税対象額を法定相続分で按分した金額に対して税率を乗じます。
算出した各税額を合計することで、相続税の総額が算出できます。

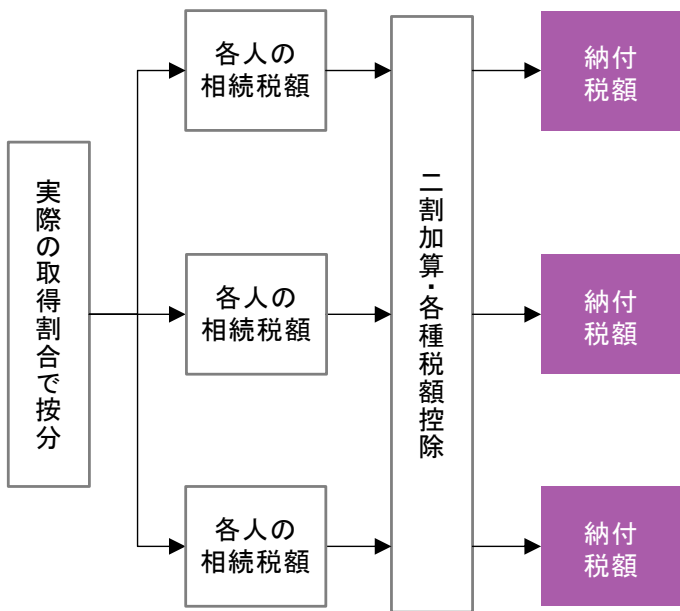
相続人	按分金額	税率	控除額	税額
配偶者	26,000,000 円	15%	500,000 円	3,400,000 円
子供A	13,000,000 円	15%	500,000 円	1,450,000 円
子供B	13,000,000 円	15%	500,000 円	1,450,000 円
相続税の総額				6,300,000 円

【相続税率表】

法定相続分に応じた各人の取得金額		税率	控除額
10,000千円以下		10%	—
10,000千円超	30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超	50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超	1億円以下	30%	7,000千円
1億円超	2億円以下	40%	17,000千円
2億円超	3億円以下	45%	27,000千円
3億円超	6億円以下	50%	42,000千円
6億円超		55%	72,000千円

Step.3 納付税額の計算

**【Step.3】
納付税額の計算**



1. 各人の相続税額の計算

Step.2で計算した相続税額の総額を、相続人が実際に取得した財産の割合で按分することにより、各人の算出税額を計算します。

相続人	相続税の総額	取得割合	各人の相続税額
配偶者	6,300,000 円	50%	3,150,000 円
子供A		30%	1,890,000 円
子供B		20%	1,260,000 円

2. 二割加算・各種税額控除の計算

各人の相続税額から、相続人の特性に合わせた税額の加算や控除を考慮することで、各人の納付税額を計算します。

税額の加算と控除の種類は次ページに記載しています。

相続人	各人の相続税額	配偶者の税額軽減	未成年者控除	納付税額
配偶者	3,150,000 円	▲ 3,150,000 円		0 円
子供A	1,890,000 円			1,890,000 円
子供B	1,260,000 円		▲ 200,000 円	1,060,000 円
			納税額合計	2,950,000 円

税額の加算と控除の種類

No	項目	加算/控除	内容
1	2割加算	加算	相続等により財産を取得した者が、被相続人の一親等の血族及び配偶者のいずれでもない場合には、その者の相続税額にその相続税額の20%相当額を加算する制度です。
2	贈与税額控除 (暦年贈与)	控除	3年内加算の規定により、相続財産として加算した贈与財産に対して課された贈与税額を、その贈与を受けた者の相続税額から差し引きます。
3	配偶者の税額軽減	控除	被相続人の配偶者が相続等により実際に取得した財産が、1億6,000万円又は法定相続分相当額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。
4	未成年者控除	控除	相続人が未成年の場合には、相続税の額から下記の金額を控除します。 (20歳－相続開始時の年齢) × 10万円
5	障害者控除	控除	相続人が85歳未満の障害者の場合には、相続税の額から下記の金額を控除します。 (85歳－相続開始時の年齢) × 10万円(特別障害者の場合20万円)
6	相似相続控除	控除	今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続等によって財産を取得し相続税が課されていた場合には、相続等や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人の相続税額から、一定の金額を控除します。
7	贈与税額控除 (相続時精算課税)	控除	相続時精算課税適用財産について課せられた贈与税がある場合には、その人の相続税額から、その贈与税額に相当する金額を控除します。

相続税の計算の全体像

単位:円

No	項目	金額	配偶者	子供A	子供B
1	土地	50,000,000	50,000,000		
2	小規模宅地等の評価減	△40,000,000	△40,000,000		
3	建物	15,000,000	15,000,000		
4	現預金	52,000,000	2,000,000	30,000,000	20,000,000
5	株式等	25,000,000	25,000,000		
6	生命保険金	15,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
7	生命保険に関する非課税金額	△15,000,000	△5,000,000	△5,000,000	△5,000,000
8	財産額合計	102,000,000	52,000,000	30,000,000	20,000,000
9	債務・葬式費用	2,000,000	2,000,000		
10	債務・葬式費用合計	2,000,000	2,000,000	0	0
11	課税価格(8-10)	100,000,000	50,000,000	30,000,000	20,000,000
12	基礎控除額	48,000,000			
13	課税遺産総額(11-12)	52,000,000			
14	法定相続分	-	1/2	1/4	1/4
15	法定相続分に応じた評価額	-	26,000,000	13,000,000	13,000,000
16	税率	-	15%	15%	15%
17	控除額	-	△500,000	△500,000	△500,000
18	相続税総額	6,300,000	3,400,000	1,450,000	1,450,000
19	取得割合	100%	50%	30%	20%
20	各人の相続税額	6,300,000	3,150,000	1,890,000	1,260,000
21	配偶者に対する税額軽減	△3,150,000	△3,150,000		
22	未成年者控除	△200,000			△200,000
23	納付税額(20+21+22)	2,950,000	0	1,890,000	1,060,000

【Step.1】
課税対象額の計算

【Step.2】
相続税の総額の計算

【Step.3】
納付税額の計算